

神戸市立児童センター条例施行規則の制定（神戸市総合児童センター 条例施行規則の全部改正）にかかる市民意見公募の結果について

1. 背景・目的

こべっこランドの移転に伴い、よりご利用しやすいように施設使用料の取扱い等を変更するほか、利用者の方の安全確保のために施設内における禁止行為の追加、開館時間の変更等を行うため意見公募を行った。

2. 改正の概要

(1) 事前の届出事項について

貸室の利用者が入場料、受講料等を収受するとき、営利目的で使用するとき、施設の目的外使用を行うときなどにおける指定管理者への事前の届け出事項を新たに定める。

(2) 貸室の使用回数制限の撤廃について

貸室について、これまで、同一の施設を1月間に5回を超えて使用するときは施設の管理者（以下「指定管理者」と表記）の許可が必要であったが、この回数制限を撤廃する。

(3) 附属設備及び駐車場使用料について

こべっこランドの附属設備及び駐車場の使用料を以下のとおり定める。

ホール特殊照明設備	1式1回につき1,500円
プロジェクター	1式1回につき1,500円
グランドピアノ	1台1回につき4,000円
普通自動車	1台20分につき100円

(4) 貸室の使用料の減免事由等について

貸室の使用料の減免事由等を拡大し、以下のとおりとする。

- ① 国・地方公共団体・公共的団体が公益上の目的で使用する場合について、従前は使用料を5割減免としていたが、5割又は全額減免に変更する。
- ② 個人、任意団体、特定非営利活動法人等の団体が、神戸市立児童センター条例第1条に定める目的のために使用する場合で、かつ、参加者の半数以上が18歳未満の児童であると見込まれるときは、使用料の全額を減免する規定を新たに設ける。

- ③ 営利目的の場合であっても、指定管理者が児童の健全な育成に特に役立つと認めるときは、使用料の5倍設定を適用しない取扱いは、従前と同様に継続する。
- ④ 駐車場の使用料について、こべっこランド及びこども家庭センターの施設利用者に限り、駐車料金を最大120分間免除する。
- ⑤ ④を満たす且つ、神戸市にお住まいの障害者の方で、一定の要件を満たす方に限り駐車料金を最大180分間免除する。

(5) 納入済みの貸室の使用料の返還について

一旦納入した貸室の使用料の返還事由を拡大し、以下のとおりとする。

- ① 使用者の責任によらない災害等の不可抗力により、貸室の対象となる施設を使用できなくなった場合は、従前どおり使用料の全額を返還する。
- ② 指定管理者が施設の管理運営上やむを得ず、施設の使用許可を取り消した場合は、従前どおり使用料の全額を返還する。
- ③ 貸室の使用許可を受けた方が、使用予定の日の3か月前までにキャンセルを申し出た場合は、使用料の全額を返還する規定を新たに設ける。
- ④ 貸室の使用許可を受けた方が、使用予定の日の1か月前までにキャンセルを申し出た場合は、使用料の半額を返還する規定を新たに設ける。
- ⑤ その他指定管理者が必要と認めたときは、これまで全額又は半額の返還のいずれかのみだったが、その時々の事情に応じて、指定管理者がその都度決定する額を返還するように変更する。

(6) 施設内での禁止行為について

施設の敷地内での禁止行為について、他人への危害・迷惑になるおそれがある行為、施設等を損傷・滅失する行為、所定の場所外での飲食・喫煙・火気使用、無許可の物品販売・寄付募集などとしていたが、これらに、所定の場所以外の場所への立入り、無許可の広告類の掲出や配布、無許可の飲食物の販売・提供などを追加する。

(7) 開館時間の変更等について

- ① 平日・土曜日の開館時間について、閉館時間をこれまでの午後9時から午後8時に前倒し、午前9時30分から午後8時までとする。
- ② 日曜・祝日の開館時間については、午前9時30分から午後5時までとする。
- ③ 駐車場の利用時間は、毎日(年末年始を除く。)、午前8時30分から午後9時までとする。
※ただし、入庫は午後8時まで

3. 意見公募の期間・結果

- (1) 実施期間：令和4年5月30日(月)から令和4年6月30日(木)まで
- (2) 実施結果(寄せられた意見)：0件